



障がい者の福祉ガイド

令和4年度版

新規・再交付

視覚・聴覚・上肢・下肢・体幹・心臓
腎臓・ぼう直・その他() ____級
精神
療育
A・B

65歳以上
65歳未満

医療費の助成

※ 所得制限等により対象外になることがあります。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方に、医療費の助成をしています。

● 重度心身障害者等医療費助成事業 ●

世帯全員の前年の合計所得金額が1,000万円未満の方が対象となります。

対象年齢	対象者（いずれかに該当する方）	助成内容（助成方法）
0歳～64歳で 障がいのある方 【障Ⅰ】	【重度】 (1)身体障害者手帳1級、2級 (2)療育手帳A (3)精神障害者保健福祉手帳1級	保険適用医療費分を全額助成 (現物給付と償還払い)
65歳以上の 障がいのある方 ※後期高齢者医療被保険者であること	【重度】 (1)身体障害者手帳1級、2級 (2)療育手帳A (3)障害年金1級受給者 (4)精神障害者保健福祉手帳1級	保険適用医療費分を全額助成 (償還払い)
【一部負担金】	【中度】 (1)身体障害者手帳3級 (2)身体障害者手帳4級の一部 ・音声・言語機能障害 ・下肢障害の一部 (3)障害年金2級受給者 (4)精神障害者保健福祉手帳2級	【1割・2割負担：一般所得者】 一部負担金1割・2割（保険診療分）を全額助成 ※2割負担は令和4年10月1日から対象 【3割負担：現役並所得者】 一部負担金3割（保険診療分）から総医療費（保険診療分）の1割を控除し助成 (両方とも償還払い)
65歳～69歳で 障がいのある方 【障Ⅱ】	【軽度】 (1)身体障害者手帳4級のうち一部負担金対象外の方、5級、6級 (2)療育手帳B	【一般所得者】 総医療費（保険診療分）の1割及び高額に相当する額を助成 【現役並所得者】 高額に相当する額を助成 (現物給付と償還払い)

※ 現物給付・・・医療機関等の窓口で直接助成（割引）を受けることができます。

※ 償還払い・・・医療機関で一度支払を済ませた後、領収書と一緒に社会福祉課⑧窓口
申請することで、助成を受けることができます。



● 自立支援医療 ●

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。受給者証に記載された医療機関で自立支援医療を受けると、医療費の自己負担額が原則1割となります。また、ひと月当たりの上限額（所得の状況により異なる）も設定されます。

なお、入院時の食事療養費又は生活療養費については、自己負担となります。


(1) 更生医療（18歳以上）	身体障害者手帳取得者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方。（例：ペースメーカー埋込術、人工透析）
(2) 育成医療（18歳未満）	身体に障がいがあり、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方。（例：心室心房中隔に対する手術）
(3) 精神通院医療	精神疾患の治療のために、継続的に医療機関に通院している方。

福祉タクシー・ガソリン券、バス券の支給

※ 申請月により支給枚数が異なります。ご注意ください。

在宅の方

障がいのある方等の生活行動範囲の拡大と福祉の増進を図るため、福祉タクシー・ガソリン利用券または魚津市民バス回数券を交付します。手続きには、各種手帳が必要です。

対象者（いずれかに該当する方）	助成内容
(1) 視覚、下肢、体幹、移動機能に障がいを持つ身体障害者手帳1級、2級 (2) 療育手帳A (3) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級	次のいずれかを支給します。 ① 福祉タクシー・ガソリン利用券 ② 魚津市民バス回数券(13枚綴) 【支給枚数：申請月により支給枚数が異なります。】 4月～9月→利用券5,000円分(2冊)またはバス回数券2冊 10月～3月→利用券2,500円分(1冊)またはバス回数券1冊
(1) 視覚、下肢、体幹、移動機能以外に障がいを持つ身体障害者手帳1級、2級 (2) 身体障害手帳3級 (3) 療育手帳B (4) 精神障害者保健福祉手帳3級	○魚津市民バス回数券(13枚綴) 

富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度

車椅子使用者や障がいのある方等歩行が困難な方が、障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、対象となる方に利用証を交付し、車内に掲示していただくことで、専用駐車場の適正利用を誰もが確認できる制度です。



区 分		対 象 者	確 認 書 類	
身体障がい者	視 覚	1級～4級	身体障害者手帳	
	聴 覚	1級～3級		
	平衡機能	1級～5級		
	肢体不自由	上肢		1級または2級
		下肢		1級～6級
		体幹		1級～5級
	脳原性運動機能	上肢機能		1級または2級
		移動機能		1級～6級
	心臓機能	1級～4級		
	腎臓機能	1級～4級		
	呼吸器機能	1級～4級		
	ぼうこうまたは直腸の機能	1級～4級		
	小腸機能	1級～4級		
肝臓機能	1級～4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～4級			
知的障がい者	A	療育手帳		
精神障がい者	1級または2級の方	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者	受給者証		
	特定疾患医療受給者			
	小児慢性特定疾病医療受給者			
高齢者等(40～64歳の要介護認定者を含む)	要介護1～5	介護保険被保険者証		
その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方	医師の診断書		

公共料金等の割引

※手帳の提示を求められることがあります。

●旅客鉄道・路線バス運賃の割引●

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、種別や等級に応じて割引になります。乗車券発行場所にて、手帳を提示して乗車券等を購入してください。富山県地方鉄道等の路線バスや路面電車を利用される時は、運賃を支払うときに手帳を提示してください。



区 分	問い合わせ先
J R (※身体・療育のみ)	J R 各駅
あいの風とやま鉄道	☎076-444-1300
富山地方鉄道・地鉄バス	☎076-432-3456



●タクシー・航空運賃の割引●

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、割引制度があります。タクシー乗車時や航空機搭乗券購入時に、手帳を提示してください。詳細については、各事業所にお問い合わせください。※航空運賃については、12歳以上の方が対象です。

●有料道路通行料金の割引●

身体障害者手帳を持つ方が運転される場合や第1種の身体障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けた方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合に割引となります。※社会福祉課⑧窓口で事前に手続きが必要です。更新、変更の手続きも行います。

申請に必要なもの	ETCなし	ETCあり	問い合わせ先
身体障害者手帳または療育手帳	○	○	有料道路 ETC割引登録係 ☎045-477-1233 平日9時～17時
自動車検査証車検証 もしくは 電子車検証及び自動車検査証記録事項	○	○	
運転免許証 (障がい者本人運転の場合)	○	○	
障がい者本人名義のETCカード ※未成年の場合は親権者または法定後見人のもの。 その場合20歳の誕生日までがETC割引有効期限	—	○	
ETC車載器の管理番号がわかるもの	—	○	

令和5年3月27日からオンライン申請が可能となります。詳しくは令和5年3月27日以降に道路会社のHPでご確認ください。オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>
 電話でのお問い合わせ：NEXCO中日本お客さまセンター ☎0120-922-229(24時間対応)

●携帯電話料金の割引● 【問い合わせ先】 ☎各携帯電話会社

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、割引制度があります。詳細は、各携帯電話会社にお問い合わせください。



●NHK放送受信料の免除●

次の方は、受信料が減免されます。社会福祉課⑧窓口で手続きが必要です。手続きには、各種手帳と印鑑が必要です。

区 分	対 象 者		問い合わせ先
全額免除	(1)身体障害者手帳 (2)療育手帳 (3)精神障害者保健福祉手帳	障がい者が世帯構成員であり 世帯全員が市民税非課税	NHKふれあい センター
半額免除 ※障がい者本人が 世帯主で契約者の場合	(1)身体障害者手帳 (2)療育手帳 (3)精神障害者保健福祉手帳	(1)視覚または聴覚障がい者 (2)1・2級の身体障がい者 障がい程度がAの方 障がい等級が1級の方	ナビダイヤル ☎0570-077077

●施設の入館料割引●

◇魚津市内の例

施 設 名	対象者	障がい者料金	問い合わせ先
魚津水族館	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳を 所持する方と介助者1名	高校生以上380円、 小・中学生210円、幼児50円	☎0765-24-4100
魚津埋没林博物館		高校生以上270円、 小・中学生130円	☎0765-22-1049

障害児福祉手当・特別障害者手当

※ 所得制限等により支給されないことがあります。

🏠 在宅の方

身体または精神の障がいで、重度の障がい重複するなど、日常生活（在宅）において常に特別な介護を必要とする障がい者（児）の方に支給します。

区 分	支給額（月額）	支 給 月
特別障害者手当（20歳以上）	27,300円	2月、5月、8月、11月
障害児福祉手当（20歳未満）	14,850円	

障害者福祉手当

※ 65歳以上で新規に手帳を取得した方は、対象外です。

障がいのある方（20歳未満の場合は保護者）に障害福祉手当を支給し、障がい者の健全な育成に努めています。

対 象 者	支給額（月額）			支給月
	20歳未満	20歳以上 65歳未満	*65歳以上	
(1) 身体障害者手帳1級 (2) 療育手帳A (3) 精神障害者保健福祉手帳1級	1,300円	1,300円	840円	9月
(1) 身体障害者手帳2級 (1) 身体障害者手帳2・3級 (2) 療育手帳B (3) 精神障害者保健福祉手帳2・3級		500円	420円	

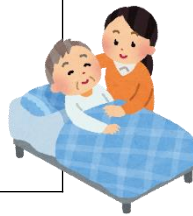
障害者等介護手当

※ 魚津市在宅要介護高齢者福祉金の支給を受けている方は、月額2,000円です。

🏠 在宅の方

下記の対象者を在宅で介護している方に支給します。

対 象 者	支給額（月額）	支給月	
(1) 常時介護が必要な 身体障害者手帳1級 (2) 常時介護が必要な 療育手帳A (3) 常時介護が必要な 精神障害者保健福祉手帳1級	障害者本人の市民税が非課税 かつ 世帯の所得の合計が700万円未満	* 4,000円	9月 3月
(4) 介護保険の要介護3～5	市民税非課税世帯		



特別児童扶養手当

※ 所得制限等により支給されないことがあります。

🏠 在宅の方

障がい児の保護者の方に、特別児童扶養手当支給しています。
詳しくは、こども課⑩窓口へお問い合わせください。

区 分	支給額（月額）	支 給 月	問い合わせ先
1 級	52,400円	4月、8月、12月	魚津市役所こども課⑩窓口 ☎0765-23-1006
2 級	34,900円		

補装具

- ※ 購入・修理をする前に申請が必要です。
- ※ 所得制限等により対象外になることがあります。

介護優先

身体の失われた部分や機能を補うため、長期間にわたり継続して使用する補装具の購入や修理に係る費用を支給します。種目ごとに対象となる障害程度等が定められています。事前にご相談ください。

◇補装具の例<*太字は介護保険が優先です>

区 分	品 目
視 覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚	補聴器
重度の両上下肢機能 及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義手、義足、装具、*車椅子、*電動車椅子、*歩行器、*歩行補助杖
18歳未満のみ	座位保持椅子、起立保持具、排便補助具

※注意

- ・介護保険対象者や労働者災害補償保険法等、他法により給付が受けられる方は、そちらが優先されます。
- ・自己負担額は原則1割ですが、世帯の所得に応じた負担上限月額があります。
- ・基準額を超える分については、全額自己負担となります。
- ・一定所得以上（市民税所得割46万円以上）の世帯は、対象外です。
- ・交付対象となる補装具は、原則として1種目につき1個です。
- ・種目や型式ごとに耐用年数が設定されており、通常の再交付は耐用年数が経過してからとなります。



日常生活用具

- ※ 購入する前に申請が必要です。

在宅の方

介護優先

障がいのある方や難病患者等の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付します。品目ごとに給付の対象となる障害程度等が定められています。事前にご相談ください。

◇日常生活用具の例

種 目	品 目
(1) 介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練イス（18歳未満のみ）、訓練用ベッド
(2) 自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内装置
(3) 在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
(4) 情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人口喉頭、等
(5) 排泄管理支援用具	ストーマ装具・紙おむつ等収尿器 （※入院・入所の方も対象）
(6) 居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え等小規模な住宅改修を伴うもの。給付限度額 20万円 【対象】下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する3級以上の方

※注意

- ・介護保険が優先です。
- ・自己負担額は原則1割ですが、基準額を超える分については、全額自己負担となります。
- ・品目ごとに耐用年数が設定されており、通常の再給付は耐用年数が経過してからとなります。
- ・難病患者等については、政令に定める疾病に限ります。
- ・給付要件に該当するかどうか判断がつきにくい場合、医師の意見書を求めることがあります。
- ・(5)排泄管理支援用具については、入院・入所の方も対象になります。
- ・(6)居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の助成は、1世帯1回のみです。

住宅改善の経費助成

※ 工事をする前に申請が必要です。

在宅の方

介護優先

在宅の重度障がい者の日常生活を容易なものにするため、既存住宅の改善に対し、その費用の一部を助成します。対象とならない工事もありますので、事前にご相談ください。
(新築・増築の場合は対象になりません。)

対象者	助成内容
世帯の所得税が287,500円以下（D11以下）の世帯で次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳1級、2級に該当する視覚若しくは肢体不自由の障がいのある方 (2) 内部障がいがある方で補装具の車椅子の交付を受けている方 (3) 療育手帳A	○所得税非課税世帯の場合 90万円まで ○所得税課税世帯の場合 90万円未満の場合、その工事の2/3 90万円以上の場合、60万円まで

※注意

- ・介護保険や日常生活用具の住宅改修が受けられる方は、そちらが優先されます。
- ・介護保険や日常生活用具の住宅改修の助成を受けた方は、助成額が減額されます。
- ・この助成は、1世帯1回のみです。



障害児通所・入所支援

児童福祉法にもとづく、障がい児を対象としたサービスです。

●障害児通所支援●

詳しくは、社会福祉課⑧窓口または障害児相談支援事業所にご相談ください。

種類	内容
児童発達支援	療育を行う必要があると認められる主に未就学児の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所・小学校等に通う障がい児に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難であると認められた障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

●障害児入所支援●

詳しくは、富山児童相談所（☎076-423-4000）へお問い合わせください。

種類	内容
福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。



障害者総合支援法にもとづく、障がい者を対象としたサービスです。
 まずは、社会福祉課⑧窓口または指定特定相談支援事業所にご相談ください。



●介護給付●

種 類	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。 また、通院するときに、付添いもします。
重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。
同行援護	視覚障がいなどで、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するとき同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。
行動援護	知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出する時の移動の支援をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方のために、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせさせて支援をします。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になった時などに、障がいのある人に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。
療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをします。また、ものをつくりだす創作的・生産的活動も行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものをつくりだす創作的・生産的活動も行います。
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。

●訓練等給付●

種 類	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	一般企業などで働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある方がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている人に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排泄、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。

●相談支援給付●

種 類	内 容
地域移行支援	施設に入所している方や病院に長期入院している方が、住居の確保や地域生活に移行するための相談、障がい福祉サービス事業所への同行援護等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談など必要な支援を行います。

年金制度

※詳しくは魚津年金事務所にご相談ください。

●障害基礎年金（国民年金）●

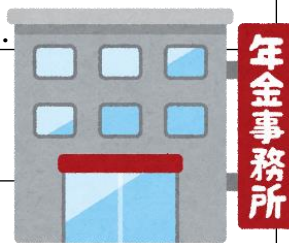
国民年金に加入する方で、64歳までに障害等級表1級・2級（障害者手帳とは異なる）になった方に支給されます。（20歳から請求できます。）

支給要件	(1) 国民年金に加入している間に、障がいの原因となった病気やケガについて初めて医師の診療を受けた日（初診日）があること。 (2) 一定の障がいの状態にあること。 (3) 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。 ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。 ・初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
障がい認定時	初診日から1年6か月を経過した日（その間に治った場合は治った日）または20歳に達した日に障がいの状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障がいの状態となった場合。
年金額 令和4年4月分から	〔1級〕 777,800円×1.25+子の加算 〔2級〕 777,800円+子の加算 ○子の加算 ○子とは次の者に限る 第1子・第2子 各223,800円 ・18歳になった後の最初の3月31日までの子 第3子以降 各74,600円 ・20歳未満で障がい等級1級・2級の障がいの状態にある子
障がい等級の例	〔1級〕 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの 両眼の視力の和が0.03以下のもの 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの その他 〔2級〕 1上肢の機能に著しい障がいを有するもの 1下肢の機能に著しい障がいを有するもの 両眼の視力の和が0.07以下のもの 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの その他
【問い合わせ先】 魚津市役所市民課①窓口 ☎0765-23-1012 または 魚津年金事務所 ☎0765-24-5153（自動音声案内）	

●障害厚生年金（厚生年金保険）●

厚生年金加入中に、国民年金法で定める1級・2級または厚生年金法に定める3級になった方に支給されます。

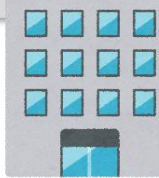
支給要件	(1) 厚生年金に加入している間に、障がいの原因となった病気やケガについて初めて医師の診療を受けた日（初診日）があること。 (2) 一定の障がいの状態にあること。 (3) 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 ・初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。 ・初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
障がい認定時	初診日から1年6か月を経過した日（その間に治った場合は治った日）に障がいの状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障がいの状態となった場合。
年金額 令和4年4月分から	〔1級〕（報酬比例の年金額）×1.25+※配偶者の加給年金額（223,800円） 〔2級〕（報酬比例の年金額）+※配偶者の加給年金額（223,800円） 〔3級〕（報酬比例の年金額）最低保障額 583,400円 ※その方に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる時に加算されます。
障がい等級の例	〔1・2級〕 障害基礎年金と同じ 〔3級〕 両眼の視力が0.1以下に減じたもの その他
【問い合わせ先】 魚津年金事務所 ☎0765-24-5153（自動音声案内）	



税の減免など

※詳しくは直接お問い合わせください。

税務署



●市民税・所得税●

申告により、障がい者本人や障がい者を扶養している方の所得金額から障がい等級に応じた金額が控除されます。対象となるのは、前年の12月31日までに手帳を取得された方です。障がい者本人の前年の合計所得が135万円以下の場合は、住民税非課税となります。

区 分		所得税	住民税	問い合わせ先
普通障害者控除	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	27万円	26万円	◇所得税 魚津税務署 ☎0765-24-1370 (自動音声案内) ◇住民税 魚津市役所 税務課④窓口 ☎0765-23-1009
特別障害者控除	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円	
同居特別障害者配偶者 ・控除対象扶養親族	配偶者または 扶養親族が同居する特別障がい者	75万円	53万円	

●自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免●

自動車を主に通院や通勤のために使われる場合、申請により税金が減免される制度があります。障がい者お一人につき1台に限ります。

- (1)障がいのある方本人が運転する場合
- (2)専ら障がいのある方の通院・通学等のために、障害のある方と生計を一にする方が運転する自動車
- (3)専ら障がいのある方(障がいのある方のみで構成される世帯)の通院・通学等のために、常時介護する方が運転する自動車(少なくとも1年以上、週3回程度以上)

区 分		手帳の等級						問い合わせ先	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
身体障がい者	視 覚	●	●	●	●	●		◇自動車税 ◇自動車取得 富山県 総合県税事務所 ☎076-424-9211 ◇軽自動車税 魚津市役所 税務課⑥窓口 ☎0765-23-1008	
	聴 覚		●	●					
	平衡機能			●		●			
	肢体不自由	上肢	●	●					
		下肢	●	●	●	○	○		○
		体幹	●	●	●		○		
	脳原性 運動機能	上肢機能	●	●					
		移動機能	●	●	●	○	○		○
	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、 ぼうこうまたは直腸の機能		●		●				
	音声言語機能				●				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		●	●	●					
肝臓機能		●	●	●					
療育手帳の交付を受けている方 のうち、右のいずれかに該当する方		(1)障がいの程度がAの方 (2)障がいの程度がBの未就学児童 (小学校就学の始期に達するまでの児童に限る)							
精神障害者保健福祉手帳		1級の方							

●…本人・生計同一者・常時介護者運転ともに対象 ○…本人運転のみ対象

●その他の特例●

区 分		問い合わせ先
国税に関すること	例:相続税、贈与税、少額貯蓄の利子等の非課税(マル優)など	魚津税務署 ☎0765-24-1370 (自動音声案内)
県税に関すること	例:個人事業税 など	富山県 総合県税事務所 ☎076-444-4506

その他の制度

●ヘルプマークの交付●

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方々が周囲にその旨を知らせることで援助が得られやすくなるように作成されたマークです。交付をご希望の方は、社会福祉課⑧窓口までお申し出ください。



●NET119緊急通報システム●

【問い合わせ先】 富山県東部消防組合消防本部通信指令課 ☎0765-24-7977

富山県東部消防組合では、聴覚や発話の障がいにより音声による119番通報が困難な方のために新しい緊急通報システムを導入しました。携帯電話・スマートフォンを利用し簡単な操作で素早く119番に通報することができます。



※事前登録制です。詳しくは直接お問い合わせください。

●心身障害者扶共済制度●

障がい者の保護者が一定の掛け金を納め、保護者が死亡したり、重度の障がいとなった場合、残された障がい者に年金を支給し、生活の安定と福祉の向上を図ります。

加入者	身体障がい者（1～3級）、知的障がい者（A・B）、精神障がい者を扶養している65歳未満の保護者
掛金額	月額9,300円～23,300円
一時金の支給	障がい者が死亡または脱退したときは、加入期間に応じて一時金が支給されます。

●保育料・副食費の軽減措置●

【問い合わせ先】 魚津市役所子ども課⑩窓口 ☎0765-23-1079

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付のいずれかを受けた方、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者と同居している家庭（世帯分離も含む）は、保育料・副食費の軽減措置を受けられる場合があります。

詳しくは直接お問い合わせください。



●自動車事故被害者救済制度●

自動車事故被害者に対し、介護料の支給などを行っています。

名 称	問い合わせ先
独立行政法人自動車事故対策機構 NASVA（ナスバ）	NASVA 交通事故被害者 ホットライン ☎0570-000738

●障害者相談支援事業●

地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。お気軽にご相談ください。



事業所	主な対象者	所在地	問い合わせ先
魚津市障害者生活支援センター	身体障がい者、知的障がい者	魚津市大光寺1235	☎0765-23-5260
サポート新川	精神障がい者	魚津市立石205-2	☎0765-23-0009

●地域生活支援事業●

名 称	対 象 者	内 容 等
移動支援事業(個別支援型)	外出時の移動に支障があり一般の交通手段を利用することができる障がい者等	ヘルパーが同行し、外出支援を行います。
移動支援事業(車両移送型)	公共交通機関の利用が困難な常時車椅子を使用する身体障がい者等	リフト付き乗用車を運行します。
コミュニケーション事業	聴覚障がいのため、意思疎通を図ることが困難な聴覚障がい者等	手話通訳者を派遣します。
日中一時支援事業	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を目的に見守り等の支援をします。
スポーツ教室開催事業	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	水泳教室を行います。
スポーツ大会開催事業	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	障がい者のスポーツを通じた交流を図るため、体育大会を開催します。
レクリエーション開催事業	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	障がい者同士、ボランティアとの交流を目的にレクリエーションを開催します。
ボランティア活動支援事業	知的障がい者、精神障がい者	障がい者、その家族等の団体が行う障がい者の社会復帰に関する活動等を支援します。
自発的活動支援事業	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援又は自立訓練事業、身体障害者更生援護施設に入所している者	社会復帰の促進を図ることを目的とし、更生訓練費を支給します。
生活訓練事業	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	障がい者に対して、日常生活に必要な訓練・指導等の講習会を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字や音による情報入手が困難な障がい者	市広報は点字と音訳、市議会だよりは点字によって情報提供します。
自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	身体障がい者	運転免許の取得/就労等に伴い自らが所有・運転する自動車の改造に要する経費を助成します。
成年後見制度利用支援事業	サービス利用のため成年後見制度を利用する知的障がい者又は精神障がい者	成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を助成します。
富山県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚及び聴覚の重複による等級が1級又は2級の方	通院・買い物・イベント参加等の際に、通訳・介助員を派遣し、移動やコミュニケーションをサポートします。【問い合わせ先】富山県聴覚障害者センター ☎076-441-7331

●障がい者(児)関係団体●

団 体 名	代表者名	代表者住所	問い合わせ先
魚津市障害者連合会	石田 三三明	魚津市大海寺野	☎0765-24-4670
魚津市身体障害者協会	石田 三三明	魚津市大海寺野	☎0765-24-4670
魚津市視覚障害者協会	佐生 秀一	魚津市本江	☎0765-24-1544
魚津市聴覚障害者福祉協会	石川 宏幸	魚津市大海寺野	☎0765-55-4296
魚津市手をつなぐ育成会	会長：林 久嗣	魚津市北山	☎0765-33-9293
魚津しんきろう会	事務局：魚津神経サナトリウム内	魚津市江口1784-1	☎0765-22-3486
みどり会	事務局：魚津緑ヶ丘病院内	魚津市大光寺287	☎0765-22-1567
オアシス会	事務局：新川厚生センター魚津支所内	魚津市本江1397	☎0765-24-0359

●身体障がい者・知的障がい者相談員の設置●

障がい者のいろいろな相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。



区 分	相談員	問い合わせ先
視 覚	1名	☎0765-23-1005
聴 覚	1名	
肢体不自由	1名	
内部障がい	1名	
知的障がい	2名	

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

住所や氏名などが変わったときは、
「居住地等変更届」を提出してください。

- ▶ 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、転居などをした際、法令により「居住地等変更届」の届出が必要です。

届出することによって、マイナンバーとの情報連携ができます。

- 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）については、今後、マイナンバーを使った情報連携ができるようになります。
- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、他の手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。
- 障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ず**お住まいの市区町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届」を届け出てください**ますようお願いいたします。

【お問合せ先】 魚津市役所 社会福祉課福祉係 ⑧窓口
〒937-8555 TEL : 0765-23-1005
魚津市釈迦堂一丁目10番1号 FAX : 0765-23-1055